

# 第3次いといがわ男女共同参画プラン(概要)

令和4(2022)年度～令和8(2026)年度（5年間）

## 男女共同参画社会とは？

「男だから」「女だから」という昔からの慣例にとらわれず、お互いの人権を尊重し、責任を分かち合い、個性と能力を十分に発揮できる社会のことです。  
参画とは、参加するというだけでなく、企画や計画の段階から関わっていくことです。

## 「第3次いといがわ男女共同参画プラン」とは？

男女共同参画社会の実現を図るため、平成19(2007)年に「いといがわ男女共同参画プラン」を策定し、行動計画に基づき各種施策を行ってきました。

第3次いといがわ男女共同参画プランでは、下記の**3つの基本目標**を定め、引き続き更なる推進を図っていきます。

### 3つの基本目標

- I 男女共同参画の推進に向けた社会づくり
- II 女性が活躍できる基盤づくり
- III 安心して暮らせる環境づくり

## 計画の位置づけ

- (1) この計画は、「男女共同参画社会基本法」に規定する糸魚川市の基本的な計画です。
- (2) この計画の一部を女性活躍推進法に基づく糸魚川市の計画に位置付けます。
- (3) この計画の一部を配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく糸魚川市の計画に位置付けます。
- (4) この計画は、「第3次糸魚川市総合計画」と整合性をもつものであり、さらに各分野の個別計画にも反映をしている計画です。
- (5) 市民と行政が一体となって推進する計画であり、市、市民、企業、学校、各種団体の相互理解のもとに協力しながら推進するための行動指針となります。
- (6) この計画は、SDGsの考え方と同じ方向性であり、ジェンダー平等を基調とした男女共同参画社会の実現を目指しています。

# 第3次いといがわ男女共同参画プラン 計画の体系と3つの基本目標

## 第3次プランの目的

「一人ひとりがお互いを認め合い、個性と能力を発揮できる社会の実現」

この計画では、一人ひとりがお互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合うとともに、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画に関する施策の方向性と内容を明らかにし、総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とします。

## 基本目標Ⅰ 男女共同参画の推進に向けた社会づくり

- ・あらゆる分野に男女平等の視点を入れ、性別による役割分担意識の解消や人権尊重を基盤とした男女平等の意識づくりを目指します。

重点目標	施策の方向
(1) 男女共同参画への理解の促進	1 男女平等参画社会の実現に向けた啓発活動の推進 2 社会制度・慣行等の見直しと意識の改革 3 男女共同参画に関する男性の理解の促進
(2) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	4 市の審議会等への女性の参画推進 5 市の管理職等への女性の積極的登用の推進
(3) 地域における男女共同参画の推進	6 地域活動における男女共同参画の推進 7 防災分野における女性の参画拡大

## 基本目標Ⅱ 女性が活躍できる基盤づくり

- ・男性の家事・育児への参画と育児休業の取得促進を図ります。
- ・女性が家庭生活と職業生活を両立し、やりがいを持って働き続けられる環境づくりを促進します。
- ・「女性活躍推進法」に基づく糸魚川市の計画を記載しています。

糸魚川市女性活躍推進計画

重点目標	施策の方向
(1) 雇用等における男女平等の推進	8 男女の雇用における均等な機会と待遇の確保など雇用環境の整備 9 職場におけるハラスメント防止に向けた取り組みの推進 10 多様なライフスタイルに対応した就業環境の整備 11 再就職、起業支援
(2) 働き方の見直しと仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	12 子育てへの男性の参画の促進、介護休業・休暇の取得推進 13 多様な形態の働き方に応じた育児・介護の支援環境の充実

## 基本目標Ⅲ 安心して暮らせる環境づくり

- ・DV防止と被害者の保護・自立に向けた支援を一体的に推進します。
- ・男女の性を尊重した健康支援と知識の習得を図ります。
- ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく糸魚川市の計画を記載しています。

重点目標	施策の方向
(1) 配偶者等からの暴力の根絶 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">             糸魚川市配偶者等からの暴力及び被害者支援基本計画              (DV防止基本計画)           </div>	14 DVの根絶に向けた対策の推進 15 安心して相談できる体制の整備 16 安全な保護体制の整備と自立支援の充実 17 関係機関等との連携強化
(2) あらゆる暴力の根絶	18 女性に対する暴力の根絶 19 性的な暴力の根絶に向けた対策の推進 20 ハラスメント防止対策の推進
(3) 困難を抱えた人が安心して暮らせる環境の整備	21 貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援 22 高齢者、障がいのある人、外国人等が安心して暮らせる環境の整備
(4) 生涯を通じた健康支援	23 身体的性差に応じた健康支援 24 妊娠、出産等に関する健康支援

この計画は、SDGsの考え方と同じ方向性であり、ジェンダー平等を基調とした男女共同参画社会の実現を目指しています

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第3次いといがわ男女共同参画プラン目標指標

推進の柱	基本的な方向	指標名	単位	R2年度 現状値	→	R8年度 目標値	
Ⅰ男女共同参画の推進に向けた社会づくり	(1)	男女共同参画への理解の促進	男女平等意識について、家庭生活で、「平等になっている」と回答する人の割合	%	23.2	→	37.0
			男女平等意識について、学校教育の場で、「平等になっている」と回答する人の割合	%	59.4	→	75.0
			男女平等意識について、社会通念、習慣、しきたり等で、「平等になっている」と回答する人の割合	%	6.0	→	25.0
	(2)	政策・方針決定過程への女性の参画拡大	各種審議会等における女性委員の割合	%	25.2	→	40.0
			課長相当職以上の職にある職員に占める女性の割合	%	4.2	→	10.0
	(3)	地域における男女共同参画の推進	男女平等意識について、地域社会の中で（町内会等の活動の中で）、「平等になっている」と回答する人の割合	%	22.4	→	40.0
			自治会長に占める女性の割合	%	1.1	→	6.1
			防災会議の委員に占める女性の割合	%	2.5	→	5.0
			消防団員に占める女性の割合	%	2.7	→	3.0
	Ⅱ女性が活躍できる基盤づくり	(1)	雇用等における男女平等の推進	「男性は仕事、女性は家庭を中心とする方がよい」の回答が「そう思わない」の割合	%	55.5	→
家庭における家事等の分担についての回答が「両方同じくらい」の割合				%	10.6	→	25.0
時間外勤務の年平均時間				時間	124.5	→	100
(2)		働き方の見直しと仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	職場における男女格差について、「特に男女格差はない」の回答割合	%	20.9	→	50.0
			「ワーク・ライフ・バランス」の名称、内容を知っている人の割合	%	19.1	→	30.0
			ハッピーパートナー企業登録件数	件	29	→	35
			ワークライフバランス推進宣言事業所	件	29	→	35
Ⅲ安心して暮らせる環境づくり	(1)	配偶者等からの暴力の根絶	「DVをされたことがある」の回答割合	%	8.1	→	減少
			「DVをしたことがある」の回答割合	%	1.5	→	減少
	(2)	あらゆる暴力の根絶	「女性のための相談室」を知っている人の割合	%	37.8	→	60.0
			女性の健康寿命	歳	84.0	→	延伸
	(3)	困難を抱えた人が安心して暮らせる環境の整備	離婚届における「養育費取り決めあり」のチェックの割合	%	58.06	→	70.0
			生きがいのある高齢者の割合	%	57.4	→	90
			福祉施設から一般就労への移行人数	人	6	→	6
			障がいのある人の実雇用率（民間企業）	%	2.86	→	延伸
			日本語セミナー受講者数	人	363	→	700
	(4)	生涯を通じた健康支援	（再掲）女性の健康寿命	歳	84.0	→	延伸
男性の健康寿命			歳	79.9	→	延伸	
妊婦の喫煙率			%	1.3	→	0.0	
自殺死亡率（人口10万人あたりの自殺者数）			%	14.23	→	減少	